

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に足る経営の実現のために、経営の迅速性、正確性及び公平性が企業の姿勢として求められていると認識しております。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業を実現するため、コーポレート・ガバナンスの体制を整えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社夢真ホールディングス	665,700	13.09
森 豊	468,053	9.20
JTP従業員持株会	183,300	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	152,400	2.99
佐伯 康雄	81,100	1.59
カブドットコム証券株式会社	75,900	1.49
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	69,600	1.36
吉井 右	67,000	1.31
長谷川 将	60,000	1.17
野田 俊朗	58,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 雅彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 雅彦	○	2013年1月まで当社主要取引先である日本ヒューレット・パカード株式会社の取締役でありましたが、主要取引先を退任してから2年以上経過しており、主要取引先の重要な情報を知りえないことから、当社は一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。	IT業界に深く幅広い見識を持ち、また企業経営者としての専門的な視点から当社経営の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

品質管理室と監査役及び会計監査人は緊密な連携を保つために積極的に情報交換を行なっております。
また、社外監査役と内部統制担当は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
竹内 定夫	公認会計士													
井出 隆	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 定夫	○	――	公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点から当社の監査に反映していただけると判断し、選任いたしました。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのないものと実質的に判断し、独立役員として指定いたしました。
井出 隆	○	――	公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点から当社の監査に反映していただけると判断し、選任いたしました。 また、独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのないものと実質的に判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬の決定に際しては、当社が持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬として有効に機能することを目指しております。また、報酬額の水準につきましては、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき報酬の額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員に対する報酬につきましては、有価証券報告書及び事業報告書に記載しており、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。なお、同様に社内監査役、社外監査役についても別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に専属の事務担当者はおりませんが、窓口は総務部になっております。
会社からの情報伝達手段は、主にEメールを使用しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
長谷川 将	相談役	営業アドバイザー	常勤、報酬有	2018/03/31	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会及び監査役会を設置しており、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を行っております。取締役会は、7名の取締役により構成されており、うち1名については社外取締役であります。できる限り少数の意思決定権者にする事で、経

営の効率化と意思決定・業務執行の迅速性、効率性を高めるとともに、企業価値の向上を目指すように努力しております。社外取締役には会社経営経験者を据えることにより、当社の経営参与としての機能と経営判断に対する監督機能を備えることができたかと判断しております。取締役会は、毎月の定例開催の他、必要に応じて随時開催しており、常に社内の情報を共有するとともに、迅速な経営判断を阻害しない体制を整えております。監査役会は、経営に対するモニタリング強化及び監査役機能の強化を図るため、常勤監査役1名を選任するとともに、非常勤監査役を選任し、複数名により構成される監査役制度を導入しております。複数名の監査役により、実態に即した迅速な経営とモニタリング強化の両立が図られ、従来の意思決定スピードを損なうことなく、経営における透明性、法令及び企業倫理遵守等の一層の向上を得られるものと考えております。また、当機関は、経営陣にとっても、自らが法令等を遵守した経営をなしているかどうかを再確認するとともに、各部署、各事業所等において会社の方針、規程に沿った業務遂行がなされているかどうかを検証するものとして有益なものとして機能しております。監査役は、毎月開催の取締役会には、経営者、業務執行者から独立した経営及び会計の専門家として、監督していただく体制を整えております。またグループ会社については、関係会社管理規程を制定し、業務執行の一定事項について親会社の承認または報告を求めるとともに、グループ各社に対し内部監査を定期的に実施することとしております。監査役からは、監査報告書に記載されております通り、当社監査役が子会社の取締役や監査役と意思疎通を図り、必要に応じて事業報告を受ける方法により監査していることの報告を受けております。内部統制システムとしては、代表取締役社長直轄の機関として品質管理室を設置しております。品質管理室は、専属者2名により構成されており、各部門の業務が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠しているかどうかに重点をおいて、内部監査規程に基づいて書類監査及び実地監査を実施しております。内部監査制度に伴い、業務遂行に対するモニタリング、法令及び企業倫理遵守、会社における不祥事等のリスク発生を未然に防止する機能が強化されると考えております。なお、品質管理室と監査役及び会計監査人は緊密な連携を保つために積極的に情報交換を行なっております。また、社外監査役と内部統制担当は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。さらに、内部統制システムを支える基礎として従業員教育・育成に力を入れており、社内研修等を通じて社風の浸透を積極的に行っております。これは、当社創業以来、会社は「社会の公器である」としてその経営に全力投球をしてきており、常に密な情報交換、部門間を越えた議論と協力等によって、過剰なセクショナリズムの排除、従業員の目的意識のさらなる向上及び風通しの良い組織形成等を実現できているためです。これら積極的な社風の浸透により、必然的に社内において、法令及び企業倫理の遵守、誠実・公正な行動等が守られる土壌が育成されるものと考えております。また、平成29年4月より、御堂筋法律事務所と顧問契約を締結しており、重要事項をはじめとして適法性に関する事項を中心にアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役1名及び社外監査役1名は当社の株主であります。当社との間に特別な利害関係はありません。社外取締役である吉田雅彦氏は、(株)日本テクノ、(株)セゾン情報システムズの社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。社外監査役である竹内定夫氏は、(株)スタジオアリスの取締役監査等委員、(株)森組の社外監査役及び(株)十川ゴム社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。社外監査役である井出隆氏は、日本瓦斯(株)の社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。社外取締役には、会社経営経験者を据えることにより、当社の経営参与としての機能と経営判断に対する監督機能を強化しております。社外監査役には、より効率的な会社運営を可能にするよう会計監査を担当する監査法人とは別に専門的知識を有する公認会計士を2名選任しております。また、社外取締役同様、会社経営経験者を据えることにより監督機能を強化しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明文化された基準または方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第32回定時株主総会(2019年3月期)は、2019年6月13日(木)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年2月26日に野村IR主催の合同個人投資家セミナーを行いました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年12月12日に2019年3月期 第2四半期 機関投資家・アナリスト向け決算説明会を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.jtp.co.jp/ir/ に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション室を専任部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に足る経営の実現のために、経営の迅速性、正確性及び公平性が企業の姿勢として求められていると認識しております。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業を実現するため、コーポレート・ガバナンスの体制を整えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は次の内容の「内部統制システムの構築に関する基本方針」を平成18年5月に制定し、必要に応じて随時改訂を行っております。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役及び従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、社内規程を定め、その遵守を図る。
 2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制委員会を設置する。当該委員会は、日常的な法令遵守状況をチェックするとともに、取締役会への状況報告、改善の提言を行う。
 3. 取締役は、他の取締役による法令・定款違反に気づいた時には、直ちに監査役に報告する。
 4. 取締役の職務執行に対して監査役による業務監査を受ける機会を十分に実質的に確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務執行に関する情報については、電子媒体を効率よく利用し、社内指定のサーバに保管し管理する。
 2. 業務予定に関しては、現行システムとして採用している予定管理ソフトを利用し、日毎に管理する。
 3. 業務と報告を、週報として報告する体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失(事業展開上のリスク要因)を未然に回避するために、社内規程にある「危機管理規程」の整備及び現場から迅速なリスク情報報告体制を整備する。当社の業務執行に関するリスクとして下記8項目を認識し、実践的運用を図る。
 1. 経営戦略に関するリスク全般
 2. 財務金融に関するリスク全般
 3. 法務遂行に関するリスク全般
 4. 海外戦略に関するリスク全般
 5. 業務遂行に関するリスク全般
 6. 新技術、新ビジネスに関するリスク全般
 7. 災害に対する危険分散に関するリスク全般
 8. その他取締役会が極めて重大と判断するリスク全般
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役の職務の執行が効率的に実施する体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 2. 取締役の担当区分を定め、その職務の執行を効率的に遂行させる。
 3. 取締役の予定及び報告事項は、取締役が相互に閲覧できる。
 4. 取締役会の決定事項に基づいて、組織規程・職務分掌の改定及び執行手続きを行い、速やかに総務部ホームページに掲載する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するために、担当取締役は各部門長へ適宜ミーティングあるいは勉強会を実施し徹底を図る。また、内部監査部門が各部門を定期的に監査し、改善のための提言を代表取締役及び監査役に報告する。
- (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 1. 関連会社管理規程に基づき、当該規程に従い各社の業務執行に対し管理・監督・支援を実施する。
 2. 監査役は、適宜関係会社の監査を行う。また、当社常勤監査役と子会社監査役で構成されるグループ監査役会を定期的に開催し意見交換を行う。
 3. 子会社は、事前に当社の取締役または取締役会の承認を要する事項及び子会社から当社へ報告を求める事項等について、当社関係会社管理規程に基づく社内規程を策定し、これに従うものとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人として、当社の従業員から、監査役補助者を任命することができる。
- (8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 1. 前項の従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動、人事考課及び給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。
- (9) 当社及び子会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項
 1. 当社及び子会社の役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。また、当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見もしくはその報告を受けたときには、当該事実を監査役に対し報告する。
 2. 当社及び子会社の役職員は、法令等の違反行為等を発見したときには、内部通報窓口で報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ必要と認められるとき、または監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
 3. 当社及び子会社の役職員が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報規程に不利益取扱いの禁止を明示する。
- (10) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項
当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (11) その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制
 1. 監査役が効率的に実施される体制を作るために、監査役会と会計監査人及び監査役会と内部監査部門との定期的な意見交換の場を設ける。
 2. 監査役会と取締役との意見交換を定期的に行う。
 3. 取締役の週報、情報発信を監査役に同時発信する。
 4. 取締役へのヒアリング等監査役による定期的な監査結果を終了後速やかに書類にて報告する。
- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社の取締役会は、取締役7名(うち、社外取締役1名)で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各取締役会から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。
取締役会において社外取締役は、独立した立場から決議に加わり、企業経営者としての豊富な経験と見識から客観的視点で、当社の経営に対する監督を行い、社外監査役(2名)は、公認会計士としての財務及び会計に関する高度な専門知識を有しており、それらを監査に反映することで当社の監査体制の強化を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況を聴取し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する体制を整備しております。さらに、内部監査部門及び会計監査人と意見交換などを行い監査の実効性の向上を図っております。

内部統制システムを支える基礎として従業員教育・育成に力を入れており、定期的な社内研修等を通じて社風の浸透を積極的に行っております。これは、当社創業以来、会社は「社会の公器である」としてその経営に全力投球をしてきており、常に密な情報交換、部門間を越えた議論と協力等によって、過剰なセクショナリズムの排除、従業員の目的意識のさらなる向上及び風通しの良い組織形成等を実現できているためです。これら積極的な社風の浸透により、必然的に社内において、法令及び企業倫理の遵守、誠実・公正な行動等が守られる土壌が育成されるものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社が反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」に定め、この規程を徹底するために定期的に役職員に対して教育を行っております。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対処を統括する部署を総務人事部とし、反社会的勢力に関する情報の一元管理を行っております。さらに弁護士等の外部専門機関及び公共機関との連携を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合には、外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 当社の会社情報の適時開示に係る基本方針について

(1) 情報の開示について

当社は株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、「適時、適切、正確な情報開示」に努めてまいります。お伝えする情報は次の通りであります。

- ・決算関連情報(四半期、通期決算)
- ・その他適時開示事項

なお、開示方法は金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則により、当社ホームページにも適宜掲載いたします。

(2) 業績予想及び将来の予測について

当社は、四半期ごとの詳細な業績の開示を行うことにより、皆様の便宜を図ることを心がけてまいります。当社が発表する業績予想などの将来の予想に関するものは、発表時点での予想であり、その内容を保証するものではありません。また当社は、第三者によるいかなる当社業績予測を支持することを致しません。

(3) 証券アナリストや機関投資家の方々ととのミーティング(個別ミーティング、スモール・ミーティング)で発表される情報は、既に決算発表などで公開された事実か周知の事実、あるいは一般的なビジネス環境などに限られます。

(4) 会社情報の適時開示の方法

会社法及び金融商品取引法等における法律に定められた会社情報の適時開示については、法令に定められた方法にて適正に行い、また適時開示規則に該当する会社情報の適時開示は、同規則に従い、株式会社東京証券取引所への事前説明後、株式会社東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」へ登録し、速やかに報道機関に同一情報を提供いたします。当社ウェブサイトにおけるTDnetにて公開した情報の提供については、金融商品取引法及び適時開示規則を踏まえて、報道機関に事実を公表し、同取引所ウェブサイト内の「適時開示情報閲覧サービス」への掲載確認後、速やかに当該情報の掲載を行うことと致します。また、PDFファイルやその他準備の都合上、当該情報のウェブサイトへの掲載が遅れることもあります。適時開示規則に該当しない情報については、金融商品取引法等の各法令を踏まえて、適切な方法により正確かつ公正に当該情報を株主及び投資家に伝える方針であります。

(5) IRポリシーの社内徹底

当社は、本IRポリシーを折に触れ全社に浸透させ、徹底させます証券アナリストや機関投資家の方からの問い合わせは、全てコーポレートコミュニケーション室が対応いたします。これは、当社とその社員について金融商品取引法を含むあらゆる法的責任から保護することを目的としております。

2. 社内体制について

当社の適時開示に関する社内体制につきましては、取締役コーポレート本部長が一元管轄することにより、迅速かつ正確な適時開示の構築に努め、職務執行につきましては、それぞれに担当部署に責任者を配置して役割と責任の明確化を図っております。

